

○酒々井町創業支援補助金交付要綱

令和7年3月21日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、酒々井町の産業の振興及び活性化を図るため、酒々井町の区域内で創業する者に対し、予算の範囲内で酒々井町創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(3) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点であつて、常設のものをいう。

(4) 町税等 町・県民税（個人住民税）、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 町内において補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から1年を経過しない者

(2) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者

(3) 町税等の滞納がないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業者にあつては、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の完了までに町内に居住し、町内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく当町の住民基本台帳に記録されていること。

イ 法人にあつては、補助事業の完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(5) 町内に事業所等を設置し、創業を行うこと又はその予定があること。ただし、仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。

(6) 営業に際し、関係法令に基づく許認可が必要な場合は、当該許認可を取得し、又は創業までに取得する見込みがあり、原則として週3日以上かつ週24時間以上営業すること。

(7) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号、若しくは第5号に規定する業種のうち、町長が補助事業として適当と認める業種を営んでいる者

- (8) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の証明を受けていること。
- (9) 酒々井町商工会が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有しているものとして、酒々井町商工会の推薦を得ていること。
- (10) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (11) 補助金の交付を受けようとする者（法人にあっては代表者）がこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (12) 他に同一趣旨の補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営む者
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業を営む者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適正でないとする事業を営む者
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定年度内の創業に係る経費であって、交付決定日から6月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 事務所等借入費
- (3) 設備費
- (4) 工事費
- (5) 広報費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、酒々井町創業支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第3条第1項第8号に規定する証明を受けていることを証する書類

- (4) 第3条第1項第9号に規定する酒々井町商工会からの推薦を受けていることを証する書類
- (5) 登記事項証明書の写し（法人で既に設立の登記を済ませている場合に限る。）
- (6) 開業届の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (7) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
- (8) 補助対象経費の内訳を説明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町創業支援補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条に規定する申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに酒々井町創業支援補助金変更（中止・廃止）申請書（別記第3号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、酒々井町創業支援補助金変更（中止・廃止）決定・却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 町長は、補助金の交付の決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請時点で創業していない交付決定者は、創業した後、速やかに第5条第5号、第6号又は第7号に掲げる書類を町長に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件

（実績の報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに酒々井町創業支援補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類
- (3) 事業所等の賃貸借契約書の写し（補助対象経費に賃貸借料等を含む場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（確定の通知）

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、酒々井町創業支援補助金額確定通知書（別記第6号様式）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、酒々井町創業支援補助金交付請求書（別記第7号様式）により町長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業完了後3年以内に町外に転出し、又は事業所等を町外に移転したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、酒々井町創業支援補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、その者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第10条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第14条 交付決定者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金に係る事業により取得し、又は効用を増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産に限る。以下同じ。）を、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 町長は、交付決定者が補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、当該交付決定者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（帳簿類の管理）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに係る書類とともに保管しなければならない。

(善管注意義務)

第16条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第1条に規定する趣旨に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(実施状況等の報告)

第17条 町長は、必要と認めるときは、次に掲げる事項について交付決定者から報告を求め、又は帳簿書類その他の物件を調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 事業内容並びに収支及び決算等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(酒々井町創業支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 酒々井町創業支援補助金交付要綱（令和元年酒々井町告示第45号）は、廃止する。